

## 条例第4条第3号審査基準

### 条例第4条第3号

区域区分日前において住宅地の用に供するために造成された団地で市長が定めるものの区域内の土地において、建築基準法別表第2（い）項第一号又は第二号に掲げる建築物を建築する目的で行う開発行為

### 審査基準

#### 1 予定建築物の用途

予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに該当する用途とする。

- 一 現に存する建築物と同一の用途の建築物
- 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第一号又は第二号に掲げる建築物

#### 2 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、原則として100平方メートル以上であること。

#### 3 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

#### 4 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

#### 5 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。